

議案第 2 号

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程について

以下の理由により、沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、任用に当たっての能力の実証の基準等として、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（以下「標準職務遂行能力」という。）を任命権者が定める必要があることから、同法に基づく標準職務遂行能力を定めるため訓令を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号の規定に基づき、教育庁並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センター設置条例（平成27年沖縄県条例第51号）の定めるところにより設置される教育機関における職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「規則」とは、沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第 号）をいう。

2 この訓令において「全標準的な職」とは、職制上の段階の標準的な職の全体をいう。

(規則第1条の表関係)

第3条 規則第1条の表の左欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第1の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(規則第2条の表関係)

第4条 規則第2条の表の右欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第2の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力		
1 参事監	1 構想	大局的な視野と将来的な展望に立って、所管行政を推進することができる。	
	2 判断	教育庁の重要課題について、適切な判断を行うことができる。	
	3 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、高次元の調整を行うことができる。	
	4 統率	教育庁の施策形成力又は施策実施力を高め、目標達成に向けて、所属職員をまとめていくことができる。	
2 統括監	1 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、統括する分野の課題について、基本的な方向性を示すことができる。	
	2 判断	担当分野の統括者として、その課題について、適切な判断を行うことができる。	
	3 説明・調整	所管行政等について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、教育長を補佐し、困難な調整を行うことができる。	
	4 統率	統括する分野の施策形成力又は施策実施力を高め、目標達成に向けて、所属職員をまとめていくことができる。	
3 課長	1 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、所属の行政課題に対応するための方針を示すことができる。	
	2 判断	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。	
	3 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行うことができる。	
	4 統率	課の施策形成力又は施策実施力を高め、目標達成に向けて	

		て、所属職員をまとめていくことができる。
5 人材育成	部下の指導・育成を行うことができる。	
4 班長	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	3 課題把握	問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
	4 企画	組織や上司の方針に基づいて、施策を企画・立案することができる。
	5 判断	適切な判断を行うことができる。
	6 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。
	7 業務管理	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるとともに、事務事業の中心を担うことができる。
	8 部下の育成	部下等の指導、育成を行うことができる。
5 主査	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能、情報収集・活用	担当業務に必要な専門的知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用することができる。
	4 課題把握	問題点を把握し、課題に対応することができる。
	5 企画	上司の方針に基づいて、施策を企画・立案することができる。
	6 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	7 後輩の指導	後輩の指導を行うことができる。
6 主任	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能、情報収集・活用	業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 企画	上司の方針に基づいて、施策を企画・立案することができる。
	6 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
7 主事	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能、情報収集	業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集することができる。

4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
5 説明	所掌する事務について適切な説明を行うことができる。

別表第2（第4条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 運転士	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	的確に業務を遂行することができる。
2 用務員	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	的確に業務を遂行することができる。

参考

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程

2 制定の経緯及び必要性

平成26年5月14日に公布された地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日に施行され、任用に当たっての能力の実証の基準等として、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（以下「標準職務遂行能力」という。）を任命権者が定めることとされた（改正後の地方公務員法第15条の2第1項第5号及び同条第2項）。

のことから、同法に基づく標準職務遂行能力を定めるため訓令を制定する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) この訓令は、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めることを趣旨とする。（第1条）
- (2) この訓令において「規則」とは、沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第 号）をいうものとする。（第2条第1項）
- (3) この訓令において「全標準的な職」とは、職制上の段階の標準的な職の全体をいうものとする。（第2条第2項）
- (4) 標準職務遂行能力について定める。（第3条及び第4条）
- (5) この訓令は、平成28年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項

5 添付資料

地方公務員法関係条文

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）抄

一部改正 平成二十六年五月十四日法律第三十四号

（定義）

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時の任用を除く。）をいう。
 - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
 - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。
- 2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。
 - 3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四条及び第百三十条第二号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに新法第二十三条の二第二項に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たって必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十五条の二並びに第二十三条の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（平成二十七年九月二日政令第三百十三号）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。